

舟形町告示第 33 号

令和 2 年度舟形町若者海外体験促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 4 月 1 日

舟形町長 森 富広

令和 2 年度舟形町若者海外体験促進事業費補助金交付要綱

(総則)

第 1 条 この告示は、町の次代を担う若者の見聞を広め、国際意識の醸成を図り、グローバル人材の育成に結びつけるとともに、海外との相互交流を促進するため、令和 2 年度山形県若者海外体験促進事業費補助金交付要綱（令和 2 年 3 月 25 日イ第 424 号山形県知事通知）に基づき、山形県内でパスポートを取得した若者に対して、舟形町補助金等交付規則（平成 19 年 3 月規則第 3 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、パスポートとは、旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）第 2 条第 1 項第 2 号に定める一般旅券のことをいう。

(交付の対象)

第 3 条 補助事業の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号すべての要件を満たす者とする。

- (1) 平成 3 年 4 月 2 日から平成 14 年 4 月 1 日までに生まれた者
- (2) 補助金の交付申請時において、舟形町に住民登録されている者
- (3) 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日までに発行され、山形県内の旅券取扱窓口で交付を受けたパスポートを所持している者
- (4) 本補助事業による補助金の交付を受けていない者

2 前項のほか、補助事業者は、次の各号すべての要件を満たす者を補助対象者としてすることができる。

- (1) 平成 2 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日までに生まれた者
- (2) 助成金の交付申請時において、舟形町に住民登録されている者
- (3) 令和 2 年 3 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までに発行され、山形県内の旅券取扱窓口で交付を受けたパスポートを所持している者
- (4) 本補助事業による補助金の交付を受けていない者

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、パスポート取得に係る経費（旅券取得手数料に限る。）に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、上限を 5,000 円とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金交付申請書(様式第1号)の提出期限は、令和3年3月31日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 住民票の写し
- (2) パスポートの写し(顔写真記載のページ及び発行官庁記載のページ)
- (3) その他、町長が必要と認める書類

(補助金等の額の確定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、審査及び必要に応じて行う調査等により、適合するものであるかどうかを判断し、適合すると認められる時は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第2号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助対象者が補助金の交付を受けようとする場合は、前条の規定による交付額確定通知書を受けた後に、補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により補助金交付請求書が提出されたときは、すみやかに補助金を交付しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。